

特定技能外国人とは

特定技能とは2019年に人手不足の解消を目的に新設された在留資格です。
人手不足が深刻となっている農業や漁業をはじめ12の分野で認められています。

費用はこれだけ

紹介料 150,000円

支援料 25,000円/月

かかる費用は最初の紹介料と毎月の支援料だけです。

在留資格取得に必要な書類作成や出入国在留管理庁への手続も全て代行いたしますが、料金は一切いただきません。万が一在留許可が下りなかった場合も料金は一切いただきません。

在留許可が下り、勤務が可能な状態になって初めていただく成功報酬です。

人数に応じて値引が可能な場合も多いので、お気軽にお問い合わせ下さい。

多様な国籍

ベトナム、インドネシア、タイ、ネパール、カンボジア等多くの国籍に対応しております。

例えば現在インドネシアの人を雇用していて、同じ寮に入ってもらいたいから同じ国籍の人を雇用したいなど細かいご要望にも対応可能なので、お申し付け下さい。

農業専門

当社のお客様のほとんどは農業を営まれている方々です。

なので耕種農業、畜産農業を問わず、農業独自の細かい要望にも応えることができます。

繁忙期と閑散期で人材の需要が大きく異なるなどのお悩みも是非ご相談下さい。

短期でもOK!

特定技能の場合通常1年の契約がほとんどなのですが、当社では最短3ヵ月からのオーダーが可能です。
短期の場合は紹介料をいただきません。ただ毎月の支援料は通年雇用と異なりますので
お尋ねください。